

氏名(本籍) 齋藤誠二(東京都)
 学位の種類 医学博士
 学位記番号 博乙第634号
 学位授与年月日 平成2年10月31日
 学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当
 審査研究科 医学研究科
 学位論文題目 刑法における生命の保護

——脳死・尊厳死・臓器移植・胎児の傷害——

主査 筑波大学教授 医学博士 小田 晋
 副査 筑波大学教授 医学博士 阿部 帥
 副査 筑波大学教授 医学博士 小磯 謙吉
 副査 筑波大学教授 医学博士 田村 昇
 副査 筑波大学教授 医学博士 内藤 裕史

論文の要旨

本論文は、脳死・尊厳死・臓器移植・胎児の傷害等、医の倫理及び先端医学に関連する基本的で今日的な諸問題について、医事法制、とりわけ刑法学の立場から詳細に論じたものである。これは4部(それに「脳死と臓器移植についての再論」という補編)からなっている。

(1) 第1部は、「刑法における死の概念」であって、主に脳死の問題を取り扱い、①従来の本邦における死の概念についての学説 ②諸外国における死の概念についての学説及び方法の展開を示しながら、「脳死」を個体の死とする「脳死説」が死の概念として妥当であるとした。更に「脳死説」批判の諸説をくわしく検討して、これらの批判はすべて決定的なものとは認められないとし、更に脳死については、いわゆる「全脳死」説が妥当であり、脳死を認めるには、必ずしも立法を必要とするわけではないと論じている。

(2) 第2部は「臓器移植」の問題について

①各臓器についての移植の状況を概観し、②レシピエントの側面については、腎臓移植はもちろん心臓移植・脾臓移植についても、いまやすでに確立した治療法^{註1)}といえるので、これらの臓器の移植は、一般の治療についての法規で処理できるとしている。③ドナーの側面について④ドナーが生体である場合は「同意傷害」についての一般的法理から見て、(i)ドナーになろうとしている人に臓器移植の危険についての十分な説明がなされ、(ii)本人の真意にもとづく同意があれば臓器の摘出は認められるとし、⑤死体をドナーとして移植する場合の死体損壊罪との関係については、(i)死者の生前の真意にもとづく承諾又は(ii)近親者(遺族)の承諾があれば認められるとした。

(3) 第3部は「尊厳死」について、内外の諸説をくわしく検討し、①脳死が確定できる場合、②脳死は確定できないが現代医学上、あらゆる努力を払っても脳機能回復の見込みがない場合についても、生命維持装置を外してもよいとした。

(4) 第4部では「胎児の傷害と傷害罪」についての内外の諸説を検討し、胎児傷害の結果が出生後の人に及んだ場合、これを有罪とするには立法によって処理する必要があるとした。

審 査 の 要 旨

I. 本論文は、医学以外の領域の研究者によって、医学研究科指導教官の指導によらないで作成されたものである。このような業績に対して医学博士学位を認定する場合どのような基準によるべきか、その点についてわれわれは次のように考えた。

- (1) 当該研究者が、当該研究者の専攻する領域において、博士号を授与され、あるいはそれに相当すると考えられる業績を上げていることが望ましい^{注2)}。
- (2) 当該論文が、当該研究者の所属する領域の論文としても高度の水準を保っていることが認定されること。
- (3) 当該論文が、医学の重要な領域、又は先端的な課題の解決に関して、著明な新知見を提供し、あるいは理論的・又は現実的に貢献するようなものであること。
- (4) 当該論文は、その取り扱っている主題に関する医学上の知見を十分消化し、現代医学の方法論から見ても矛盾のないものであること。

II. 以上の指標に基づいて、われわれは提出論文を審査した。その結果、

- (1) 斎藤誠二氏は、すでに、「刑法における予備罪の研究」により、一橋大学より法学博士号を授与されており、昭和49年11月には毎日学術奨励金を授与される等、その業績は刑法学界においても高く評価されている。
- (2) 当該論文は、昭和61年度文部省科学研究費奨励金「研究成果公開促進費」によって多賀出版より出版されたものであり、かつ内容から見ても医事法学の領域における先端的で包括的な業績として評価しうるものである。質量共に高度な水準を保っていると認定しうる。
- (3) 当該論文は、医学上、臨床医学のみならず、社会・基礎医学の各領域の今日的課題に密接に関係している。近年、日本医師会の生命倫理懇談会からの「脳死及び臓器移植についての中間報告」日本学術会議からの「脳死に関する見解」が出され、各大学で医の倫理委員会が設けられ、とりわけ、死の判定・臓器移植の問題について、理論的・実際的な問題解決がせまられている現状において、当該論文はそれらの問題を包括的に解決しようとする意図のもとになされたものであり、そしてそれを実現している。すなわち死の判定・臓器移植・胎児損傷の諸問題について、医学上の知見を広汎に参照した上、医事法学の立場から、ひとつひとつ明快で妥当な解答を行い、脳死についての全脳死説、胎児傷害に対する否定説等、独創的で明快な議論を提出している。その結果は、医学者の立場から十分首肯しうるものであり、また、きわめて良識的である。それらは、終末医療、臓

器移植，周産期医学，環境医学の実地に携わるものにとって，きわめて有力な指針となる業績であり，かつ，医学教育上も，本書の内容は，医学の卒前卒後のカリキュラムに取り入れる価値が十分ある。

(4) 当該論文は，法学上の文献，判例および思想史的な資料について，各国語の資料を広汎に使用して書かれているのみではなく，医学上の諸業績も，とりわけ臓器移植に関して，十分に消化され，引用されている。考察の方法も実証的で，かつ，医学的にみても妥当な進め方がなされている。類似の諸論文中，医学者の立場からみて，誤謬や違和を感じることがないという点でも特記すべきものである。論考のすすめ方において，反対説をはじめ諸説を十分に取上げ，公正で極めて説得力の高い論考を展開している。

よって，著者は医学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。